

## 個人事業の名義を息子に譲った場合

**Q** : 私は、個人で不動産を営んでいましたが、今年末で事業のすべてを息子に譲り、引退したいと考えています。

私の事業の資産は事務所用の建物とその敷地の他、販売用の土地があり、負債は預かり保証金と前受金です。この場合の、課税関係を教えてください。

**A** : 息子さんには、事業用資産の合計額から事業用負債の合計額を控除した金額に対して、贈与税が課されます。

また息子さんに贈与した販売用土地の時価は、あなたの今年の事業所得の総収入金額に算入することになります。

### 【解説】

個人事業の名義を変更する場合は、事業用の資産と負債の差額について贈与税が課税されます。

この場合、事務所用の土地と建物は、路線価や固定資産評価額を基準に算出した価額で評価しますが、販売用の土地については、贈与したときの価額から利益の金額と経費の金額を控除した価額で評価することになります。

一方、事業所得者が、販売用の土地を贈与した場合は、その販売用の土地の時価を、その贈与した年の事業所得の計算上、総収入金額に算入しなければならないこととされています。

この場合、贈与を受けた息子さんの販売用土地の原価は、贈与を受けた時の価額となります。

